

県営住宅における家賃減免の判定誤りについて

1 要旨・目的

県営住宅の家賃減免の判定に誤りがあることが判明したため、減免の再判定を実施し、減免率に変更が生じた入居者に対し、再算定後の家賃と支払済みの家賃の差額を返還する。

2 現状・背景

- 県営住宅においては、入居者の収入が著しく低額である場合に、申請により家賃の減免を行っており、減免判定に当たっては生活保護法に基づく生活扶助基準額等を活用している。
- 令和7年4月上旬に、入居者から「減免申請したにも関わらず、前年度と比較して令和7年度の家賃が大きく増加している」旨の申し出があり調査したところ、令和6年4月以降に受け付けた世帯の減免判定に用いた計算シートの係数に誤りがあり、減免率を過少に判定していることが判明した。
- このため、誤った係数を用いて減免判定を行った全世帯について、正しい係数で再判定し、減免率に変更が生じる場合は、家賃の再算定を行った。

3 概要

(1) 対象者

県営住宅入居者

(2) 件数及び金額

単位：世帯、円

区 分	減免再判定対象			減免再判定結果		
	承認	不承認	合計	承認	不承認	返還額※3
R6 年度家賃※1	264	177	441	348	93	(309) 5,515,350
R7 年度家賃※2	918	333	1,251	1,155	96	(1,097) 3,226,082
合 計	1,182	510	1,692	1,503	189	(1,406) 8,741,432

※1 令和6年4月以降に減免手続きを行った世帯

※2 令和7年2月から3月に減免手続き(更新含む)を行った世帯

※3 上段カッコ書きは、再判定の結果、減免率の変更により家賃の返還が生じる世帯数

4 今後の対応

- (1) 家賃減免の判定を誤っていた1,406世帯については、令和7年6月から順次差額を返還していく。
- (2) 次の再発防止策を講じることにより、適切な事務処理に努める。
 - 複数の担当者で、生活扶助基準額の算出に係る制度改正の有無や内容を確認
 - 実際の事例を抽出して、計算シートを用いず計算（手計算）した場合と突合し、改正内容が適切に反映されているか確認
 - 前年度から減免判定の変動が大きい事例を抽出し、適切に判定されているか確認